

適正な施工体制の整備について

1. 施工体制台帳の作成

受注者は、その請負代金の額にかかわらず（平成２７年４月１日から）、下請負契約がある場合においては、別に定める施工体制台帳等を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければなりません。

※ **建設業法第２４条の７、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条**

施工体制台帳の作成目的は、作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、「品質・工程・安全などの施工上のトラブル」、「不良不適格業者の参入や建設業法違反（一括下請負等）」、「安易な重層下請に繋がり生産効率の低下」を防止する目的としています。

1-1 施工体制台帳の整備・保存

- ・工事中→現場ごとに備え付ける。（建設業法第２４条の７第１項）
- ・工事完了後→５年間保存。（建設業法第４３条の３、
建設業法施行規則第２６条第５項）

1-2 施工体制台帳の写し提出

- ・発注者に写しを提出（着手前）しなければなりません。
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条第２項）
- ・発注者から請求があったときは、閲覧に供しなければなりません。
（建設業法第２４条の７第３項）

2. 施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。

※ **建設業法施行規則第１４条の２、第１４条の第５**

2-1 施工体制台帳の記載内容

① 作成特定建設業者に関する事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類、健康保険の加入状況。

- ② 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項
 - ・建設工事の名称、内容、工期、発注者との契約年月日、発注者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地、発注者の監督員氏名等、作成建設業者の現場代理人の氏名等、主任（監理）技術者の氏名、資格、専任であるか否かの別。
- ③ 下請負人に関する事項
 - ・商号又は名称、住所、建設業者である場合は許可番号、請け負った工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況。
- ④ 下請負人が請け負った建設工事に関する事項
 - ・建設工事の名称、内容、工期、注文者との契約年月日、注文者の監督員氏名等、当該下請負人の現場代理人の氏名等、当該下請負人が置く主任技術者の氏名、資格、専任であるか否かの別、他。

2-2 施工体制台帳の添付書類

- ① 発注者との請負契約書
 - ・作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し。
- ② 下請契約書
 - ・1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し。
- ③ 建設業の許可
 - ・工事を請け負う必要な許可の写し。
- ④ 資格証及び主任（監理）技術者
 - ・主任（監理）技術者となり得る国家資格等の写し及び監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面。（監理技術者資格者証写し）
 - ・現場代理人及び主任（監理）技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し。（健康保険証等の写し）
 - ・専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用関係を証する書面の写し。

3. 施工体系図の作成

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによつて、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

※ 建設業法第24条の7第4項、建設業法施行規則第14条の6

3-1 施工体系図の掲示

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。従って、工事の進行によつて表示すべき下請業者に変更や追加があった場合は、速やかに施工体系図の表示を

変更しなければなりません。

(建設業法第24条の7第4項、建設業法施行規則第14条の7、
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項)

4. 再下請負通知書

施工体制台帳の作成が義務付けられている工事において、下請負人がさらにその工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合、元請業者に対し再下請負通知書を提出しなければなりません。

※ 建設業法第24条の7第2項

4-1 再下請負通知の内容

再下請負通知書にあたっては、再下請契約書(変更契約書を含む。)を添付のうえ、次の事項を元請業者に対し通知する必要があります。

(建設業法第24条の7第2項、建設業法施行規則第14条の4)

- ① 自社(再下請負通知人)に関する事項
(商号又は名称、住所、建設業の許可番号)
- ② 自社(再下請負通知人)が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
(請け負った工事の名称、注文者の商号又は名称、当該工事について注文者と下請契約を締結した年月日)
- ③ 自社(再下請負通知人)が下請契約を締結した再下請負人に関する事項※
(再請負人の商号又は名称、住所、建設業の許可番号、許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項※
(再下請負人が請け負った工事の名称・内容・工期・再請負契約の締結年月日、監督員に関する事項、現場代理人に関する事項、主任技術者の氏名、資格・専任の有無、専門技術者の氏名・管理をつかさどる工事の内容・資格)

※ 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できます。(建設業法施行規則第14条の5)

5. 施工体制台帳等の作成手順

5-1 施工体制台帳作成工事である旨の通知【周知義務】

元請業者である建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく下請業者に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、周知しなければならないこととなっています。工事関係者への周知方法は次のとおりです。

(建設業法第24条の7、建設業法施行規則第14の3、「施工体制台帳の作成等について」H7.6.20 建設省経建発147号)

【掲示】元請業者は、現場の見やすい場所に以下の事項を掲示

- ① 元請業者の商号又は名称
- ② 再下請負通知書が必要な旨
- ③ 再下請負通知書の提出先

【現場への掲示文例】

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく〇〇建設（株） 〇〇作業所 現場事務所に、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設（株）

【書面通知】元請業者に限らず、下請発注を行う場合は以下の事項を書面で通知

- ① 元請業者の商号又は名称
- ② 再下請負通知書が必要な旨
- ③ 再下請負通知書の提出先

【現場への掲示文例】

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく建設業法施行規則（昭和24年建設省第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときでも、遅滞なく変更の年月日を付記して同様の通知を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 〇〇建設（株）

再下請負通知書の提出場所 〇〇建設（株） 〇〇作業所 現場事務所

6. 工事の丸投げ（一括下請負）

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

※ 建設業法第22条

6-1 一括下請負に該当するケース

次のような場合において、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

- ・請け負った建設工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。
- ・請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。

6-2 一括下請負の禁止

- ・一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条)
- ・民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き禁止されています。
(建設業法第22条第3項)

なお、平成18年法律第114号による法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）についても一括下請が全面禁止されています。(平成20年11月28日より施行)

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- 施工責任が曖昧になることで、手抜き工事や労働条件の悪化につながる。
- 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

6-3 実質的な関与

「実質的な関与」とは、元請負人が自ら施工計画書の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行なうことをいい、具体的には以下のとおりです。

(「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日国土交通省土地・建設産業局長通知による)

① 元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ・ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ・ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った建設工事全体の進捗確認 ・ 下請負人の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ・ 現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者等との協議、調整 ・ 下請負人からの協議事項への判断、対応 ・ 請け負った建設工事全体のコスト管理 ・ 近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行なうことが求められる！

② 下請が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ・ 下請負人が作成した施工要領書等の確認 ・ 元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ・ 元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ・ 現場作業に係る実地の技術指導※
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元請負人との協議※ ・ 下請負人からの協議事項への判断、対応※ ・ 元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ・ 請け負った範囲の建設工事全に関するコスト管理 ・ 施工確保のための下請負人調整

(注) ※は、下請が自ら請けた工事と同一の種類工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項。

⇒ 下請は、以上の事項を主として行なうことが求められる!

Q. 1 「親会社と子会社間」での下請負は?



A. 1 親会社と子会社間への下請工事であつて、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

Q. 2 「一括下請負」には、重いペナルティが科せられる?



A. 2 一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事については、その工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査から完成工事高から当該工事に係る金額を除外することとしています。

7. 特定建設業者の責務 (元請業者)

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。

なお、下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

※ **建設業法第24条の6第1項、建設業法施行令第7の3**

7-1 規定の趣旨

大規模な建設工事では、大勢の下請負人が作業します。また、下請が重層的に行なわれますが、これらの下請負人が建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定について理解が必ずしも十分ではなく規定を遵守しないために、現場における事故災害等のほか、労働者に対する賃金不払い等の問題が生じる例が少なくありません。

上記のような問題の発生を防止し解消していくためには、「すべての下請負人が法

令の規定を知ること」、「法令に違反する行為に対する早期是正を図るための仕組みを設けること」が必要となり、建設業法は、特定建設業者に対して下請負人に対する法令遵守指導を的確に行うことを求めています。

7-2 指導が必要な法令

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人などが下記の表に掲げる法令の規定に違反しないよう、指導に努めなければなりません。

(建設業法以外の法律は、建設業法施行令第7の3)

【指導が必要な法令の規定】

法律名	内 容
建設業法	<p>下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされていますが、特に次の項目に注意する。</p> <p>(1) 建設業の許可 (第3条)</p> <p>(2) 一括下請負の禁止 (第22条)</p> <p>(3) 下請代金の支払 (第24条の3、第24条の5)</p> <p>(4) 検査及び確認 (第24条の4)</p> <p>(5) 主任技術者及び監理技術者の配置等 (第26条、第26条の2)</p>
建築基準法	<p>(1) 違反建築の施工停止命令等 (第9条第1項、第10項)</p> <p>(2) 危険防止の技術基準等 (第90条)</p>
宅地造成等規制法	<p>(1) 設計者の資格等 (第9条)</p> <p>(2) 宅地造成工事の防災措置等 (第14条第2項、第3項、第4項)</p>
労働基準法	<p>(1) 強制労働等の禁止 (第5条)</p> <p>(2) 中間搾取の排除 (第6条)</p> <p>(3) 賃金の支払方法 (第24条)</p> <p>(4) 労働者の最低年齢 (第56条)</p> <p>(5) 年少者、女性の坑内労働の禁止 (第63条、第64条の2)</p> <p>(6) 安全衛生措置命令 (第96条の2第2項、第96条の3第1項)</p>
職業安定法	<p>(1) 労働者供給事業の禁止 (第44条)</p> <p>(2) 暴行等による職業紹介の禁止 (第63条第1号、第65条第8項)</p>
労働安全衛生法	<p>(1) 危険・健康障害の防止 (第98条第1項)</p>
労働者派遣法	<p>(1) 建設労働者の派遣の禁止 (第4条第1項)</p>

7-3 是正指導に従わないとき

下請負人が是正指示に従わない場合には、許可行政庁にその旨を速やかに通報しなければならない。

なお、この通報を怠ると特定建設業者自身が建設業法の監督処分を受ける場合があります。(建設業法第24条の6第3項)

【元請：特定建設業者の責務】

- ① 現場での法令遵守指導の実施
- ② 下請業者の法令違反に対する是正指導
- ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報



【通報先（行政庁）】

下請負人（建設業を営む者）の区分		通報する行政庁
建設業者 （許可業者）	大臣許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行なわれている地域 を管轄する都道府県知事
	知事許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行なわれている地域 を管轄する都道府県知事
その他 （許可を受けていない業者）		建設工事が行なわれている区域を 管轄する都道府県知事

7-4 元請業者（受注者）への監督指導

発注者（発注担当課、契約担当課）は、①「現場代理人がその職務（主任・監理技術者及び専門技術者も含む）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。」

また、②「主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。」と牛久市建設工事約款第12条第1項、第2項（工事関係者に関する措置請求）で定められています。

【監督指導の流れ】

- ① 発注者が受注者に対し、職務の執行につき著しく不相当であると認められるときは、口頭により「指導」、「助言」及び文書にて「勧告」します。
- ② 口頭による「指導」、「助言」後、10日以内には是正されない場合は、文書にて是正勧告を指示します。
- ③ 是正勧告後、10日以内に改善されない場合は、許可行政庁へ通報します。
- ④ 悪質の場合は、建設業法違反による許可行政庁による処分や発注者による契約解除並びに指名停止措置等が科せられます。

⇒ 上記のことが無いように、法令遵守に努めましょう！

8. 建設業法等に違反した場合の処分

建設業者が建設業法や関係する他法令に違反している場合、以下のように「監督処分」や「行政指導」が行なわれる場合があります。

※ **建設業法第28条、第29条、第41条**

8-1 監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

また、建設業法の監督処分以外に国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

8-2 指示処分（建設業法第28条第1項、第2項）

建設業者が建設業法に違反すると、許可行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、許可行政庁が命令するものです。

8-3 営業停止処分（建設業法第28条第3項、第5項）

建設業者が指示処分に従わないときには、許可行政庁による営業停止処分の対象になります。また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業停止期間は1年以内で許可行政庁が判断して決定します。

8-4 許可取消処分（建設業法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると許可行政庁によって、建設業の許可の取消がなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即許可取消処分となります。

8-5 監督処分の公表（建設業法第29条の5第1項）

許可行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行なったときは、その旨を官報や公報で公表しなければならないこととされています。これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開し建設業者についても次のサイトにおいて、監督処分情報を公表しています。

『建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム』

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/>

8-6 行政指導（建設業法第41条第1項）

許可行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な「指導」、「助言」及び「勧告」を行うことができます。

建設業者の不適法な行為で建設業法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行なうに至らない軽微なものについても対象になります。

参考（指名停止とは？）

指名停止措置とは、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工場の競争入札に参加させないとするものです。これは、会計法や地方自治法の運用として、国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、建設業法の監督処分とは異なるものです。

8-7 その他

現場で活用していただく資料として、「牛久市建設工事施工適正化指針」、「牛久市施工体制確認要領」、「主任（監理）技術者となり得る国家資格等一覧」、「工事現場の施工体制に係るQ&A」、「工事現場施工体制等チェック様式」を参考に適正な管理を務めて下さい。

公表はホームページトップ「仕事・産業⇒入札・契約⇒お知らせ」をご覧ください！